

# 敦賀

# 労基署ニュース



## 1-1 新たな化学物質規制への対応はお済みでしょうか

皆様の職場には、接着剤、消毒剤、インク、洗剤、燃料、塗料、仕上げ材、コーティング…etcを取扱う作業はありませんか？

業種を問わず、安衛法令の改正事項（令和6年4月1日適用分）がもう間もなく適用開始となります。職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」では、「事業者が実施すること」を4STEP形式でお伝えしています。法改正事項（令和6年4月1日適用分）の最終確認を兼ねて、ぜひ、ご活用ください。

さらに、リスクアセスメント対象物の製造事業場で選任する義務がある化学物質管理者に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）のカリキュラムに基づき厚生労働省で作成した講義動画を公開しています。受講者が単独で本動画を視聴した場合は、上記告示に基づく講習を受講したことにはなりませんのでご注意ください。なお、製造事業場以外の事業場でも一部科目は時間数が不足しますのでご注意ください。

（以下、Youtubeの動画のリンク先です）

- ①化学物質の危険性及び有害性並びに表示等（2時間1分）↓
- ②化学物質の危険性及び有害性等の調査（2時間2分）↓
- ③化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等（1時間25分）↓
- ④化学物質を原因とする災害の発生時の対応（23分）↓
- ⑤関係法令（1時間1分）↓



ケミサポはこちら↓



表 1.1 化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造事業場）

科目	説明	時間
【講習1】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性、化学物質による健康障害の程度及び症状、化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び図表	2時間 30分
【講習2】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の概要及び方法並びにその結果の記録	3時間
【講習3】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録、保護具の選択、性状、使用方法及び管理、労働者に対する化学物質管理に関する教育の計画	2時間
【講習4】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録、保護具の選択及び使用方法	30分
【講習5】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三十八号）及び労働安全衛生法施行規則（昭和四十七年労働省令第二十二号）中関係条項	1時間
【講習6】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録、保護具の選択及び使用方法	3時間

表 1.3 化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造事業場以外）

科目	説明	時間
【講習1】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性、化学物質による健康障害の程度及び症状、化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び図表	1時間 30分
【講習2】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の概要及び方法並びにその結果の記録	2時間
【講習3】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録、保護具の選択、性状、使用方法及び管理、労働者に対する化学物質管理に関する教育の計画	1時間 30分
【講習4】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録、保護具の選択及び使用方法	30分
【講習5】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三十八号）及び労働安全衛生法施行規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中関係条項	30分

## 1-2 クリエイト・シンプルVer3.0が公開されました

旧バージョン（ver.2.5.1）から、次の内容が変更され、公開されています。



項目	ver 3.0
(1) ツールの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 混合物中の成分（最大10物質）の一斉評価機能の追加</li> <li>② 取扱製品に関するユーザーデータを入力できるデータベース（製品DB）を追加</li> <li>③ STEP 1における「製品ID等」「備考」、STEP 3における「備考」欄の追加</li> <li>④ 詳細なリスクアセスメント結果の入力欄の追加</li> </ul>
(2) リスクアセスメント手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ばく露限界値の入力対象の見直し（濃度基準値、DFG MAK、その他のばく露限界値の入力欄の追加）</li> <li>② 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」を踏まえた、リスクレベルの細分化</li> <li>③ GHS分類に基づく管理目標濃度について、最新の知見を踏まえて設定方法の見直し</li> <li>④ 短時間濃度基準値への対応のため、短時間ばく露の評価機能を追加</li> <li>⑤ 揮発性における蒸気圧を用いた判定（「極低揮発性」の新区分の追加）</li> <li>⑥ 換気状況の局所排気装置の設問について、制御風速の確認に関する設問を追加</li> <li>⑦ 呼吸用保護具の設問及び補正係数の見直し</li> <li>⑧ 改訂JISへ対応して、純性化爆発物の区分を追加</li> <li>⑨ 危険性評価の設問追記（Q13.爆発性雰囲気形成防止対策を実施していますか？）</li> <li>⑩ 皮膚等障害化学物質、濃度基準値設定物質、がん原性物質の表示</li> </ul>
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧バージョンからのデータ移行機能を追加（<a href="#">詳細</a>）</li> </ul>

クリリエイト・シンプルはこちらから→

特に、製剤の成分を一齐に（最大10物質）評価できるようになったこと、短時間ばく露の評価機能が追加されたこと、濃度基準値設定物質の表示等が行われるようになった点は大きい修正ではないでしょうか。

旧バージョン（ver.2.5.1）から活用いただいた方は、本最新版にデータ移行が可能です。ただし、移行されるデータは基本情報、化学物質、設問への回答内容のみです。そのため、今回の変更で制御風速の有無等の追加された設問に回答し、リスク判定を押し再評価する必要があります。

## 1-3 皮膚障害等防止用保護具の選定をお願いします

化学物質のばく露のために、労働者に保護具を使用させることとした場合、保護具着用管理責任者が、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当することとなります。取扱物質が皮膚等障害化学物質である場合、化学防護手袋の選定を行う必要があります。令和6年3月に、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルの概要版が公開されましたので、ご参考ください。



リーフレットはこちらから→



## 2 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルが改訂されました

令和6年4月1日に石綿則6条の3、13条の改正が適用になります。例えば石綿則13条の改正では、石綿等を湿潤化する措置に限定せず、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うこととされました。本マニュアルの内容も改訂されましたので、ご承知おきください。

マニュアルはこちらに！



なお、解体工事等を行う場合、予め、建築物の改修工事であれば請負金額100万円以上のものなど一部工事についてはオンラインでの事前調査結果報告を所轄の労働基準監督署長あて行うようお願いしております。その際、本マニュアルのP80からP83までの石綿則の早見表をもとに社内審査を行い、石綿則に抵触しないよう適切な方法で除去作業を行う計画としているかご確認ください。

## 3 小売業、社会福祉施設の災害防止対策の向上のために



敦賀労基署ニュース2月号でお伝えしたとおり、当署管内では、小売業及び社会福祉施設等第三次産業における転倒災害、腰痛災害が多発しています。小売業については、主に、ガソリンスタンドや新聞販売店等屋外で業務を行う事業場で、転倒災害が多く発生しています。福井労働局では、第三次産業における労働災害防止のために、SAFE協議会を設置し、協議会構成員の皆様からご協力いただき、転倒災害及び腰痛災害等の行動災害防止のための対策事例をとりまとめたリーフレットを公表しています。職場の安全衛生管理活動にご活用ください。



リーフレットはこちらに！



## 4 雇入れ時等の安全衛生教育には退避（避難）に関することも含めましょう



令和5年度、当署の管内では、爆発・火災災害が相次いで発生しました。爆発・火災発生時は、避難の遅れが命に関わります。4月に新しく労働者を雇い入れる事業場も多いかと思っておりますので、時期を逸せず、退避（避難）経路や消火器の位置・取扱い方法、緊急連絡体制及び応急措置については、安全衛生教育を行うようお願いいたします。

YouTubeチャンネル 敦賀美方消防組合  
消防LIFEHACK①  
消火器の取り扱い方法  
消火器の使い方を、動画で分かりやすく説明しています。

## 5 年間の安全衛生管理計画の作成をお願いします

年間安全衛生管理活動計画は安全衛生管理活動のPDCAサイクルのPにあたります。計画がなければ、実施や評価、翌年度の計画の改善に繋がりません。令和5年度に立案した計画の達成状況を安全衛生確保の達成度から評価し、令和6年度の計画を作成いただくようお願いいたします。作成しましたら、ぜひ、当署安全衛生課まで、ご提出くださいますようお願いいたします。

計画様式はこちらに→



## 6 36協定届に労働保険番号をご記載ください

令和6年度から、時間外・休日労働に関する協定届の右上にあります労働保険番号及び法人番号欄が空欄の場合、原則として、受理できなくなります。労働保険番号が不明な場合、昨年度の労働保険の年度更新申告書に記載した労働保険番号を記載するようお願いいたします。窓口が大変混み合う時期になりますので、ご協力をお願いいたします。

## 7 年次有給休暇の5日以上 の付与義務について

リーフレットはこちらに→



正社員、パート、アルバイト労働者を問わず、雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。さらに、2019年4月施行の労働基準法改正により、年10日以上年次有給休暇を付与される労働者については、少なくとも年5日以上取得させなければ労基法違反となります。今年のGWは昨年程の大型連休にはなりません、事業者の皆様におかれましては、ぜひ、年休の取得促進をお願いいたします。

今月号をもちまして敦賀労基署ニュースの定期発行を終了します。一年間、ご愛読いただきましてありがとうございました。

